

特殊詐欺対策装置購入費 補助事業を開始！

振り込め詐欺などの特殊詐欺被害を未然に防ぐために、高齢者を対象に特殊詐欺対策装置の購入費を補助します。

対象となる方

- 1 市内に住民登録があり、居住している方
- 2 令和6年3月31日までに65歳以上の年齢になる方で次のいずれかに該当する
 - ・65歳以上の者のみの世帯
 - ・日中に65歳以上の者のみになる世帯



補助内容（1世帯1台のみ）

- 1 対象機器の購入費の2分の1（100円未満切り捨て）
- 2 上限7000円

補助対象機器

以下の①～③のいずれかの機能を持つ3つの機器が対象になります。

①通話録音装置

ご家庭の固定電話に取付け、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、通話録音する機能のある装置

会話を録音します。

②着信拒否装置

ご家庭の固定電話に取付け、管理サーバに登録された迷惑電話を発信する番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は通知する機能を有する装置

※自分で迷惑電話番号を登録する機能のみのは対象外となります

※発信番号サービスへの加入が必要です

※加入料、維持管理料は利用者負担となります

③上記①又は②に記載された機能が内蔵されている固定電話機



「詳しい購入方法や申請方法は、裏面をご覧ください」

【お問い合わせ先】

豊川市役所 人権生活安全課交通安全防犯係

電話 0533-89-2149

窓口対応 月曜から金曜 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）

補助金の申請から交付まで

販売店、インターネット店舗等で補助対象機器を購入します。
あわせて領収証をもらいます。

注意

- 令和5年4月1日以降に購入したもので、本年度中の申請が必要です
- 予算の状況により期限前に締め切ることがあります
- 購入する電話機器等が補助金対象であるか心配な場合は事前に人権生活安全課へお問い合わせ下さい



補助金交付申請書等を人権生活安全課へ令和6年3月31日までに提出します

※令和5年度申請の提出期限です

【申請に必要な書類】

- ① 豊川市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付申請書（様式第1号）
- ② カタログ等、購入装置の機能が確認できるものの写し
- ③ 販売店等が発行した領収証等の写し
- ④ 申請者の身分証明書
※提示してください
例）マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証等
- ⑤ 申請者の振込先口座がわかる通帳等
※提示してください
- ⑥ 豊川市特殊詐欺対策装置購入費補助金請求書（様式第3号）



- ※ 郵送で提出する場合は、④⑤については写しを同封してください
- ※ 様式は豊川市人権生活安全課のホームページに掲載してあります。

申請書類を審査後、申請書記載の住所に交付決定通知書を郵送します

交付決定通知書が郵送で到着します



補助金が指定口座に振り込まれます

